



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 野生イノシシにおける豚熱（CSF）発生について
- 2 豚熱（CSF）発生予防対策の再徹底について
- 3 アフリカ豚熱（ASF）の発生について
- 4 畜産物の違法な持ち込みに注意
- 5 豚の盗難に引き続き注意を
- 6 豚流行性下痢（PED）に係る防疫措置の徹底について
- 7 呼吸器病に注意しましょう
- 8 畜産農家におけるクロピラリド対策について
- 9 堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）
- 10 新しい飼養衛生管理基準が施行されました
- 11 農作業事故に注意しましょう

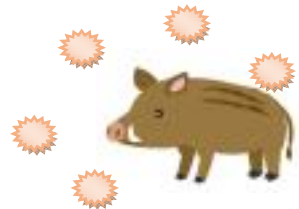
【添付資料】

- 1 CSF・ASFの侵入防止対策を徹底しましょう！
- 2 飼養衛生管理マニュアル例
- 3 日本への肉持ち込み禁止
- 4 農作業事故を減らしましょう



◆◆ 野生イノシシにおける豚熱（CSF）発生について ◆◆

12月4日に、前橋市粕川町中之沢で豚熱に感染した野生イノシシが確認されました。県内の野生イノシシにおいては、72頭（R2.12.11現在）の豚熱感染が確認されており、感染イノシシが広域で確認されるようになってきました（次の図参照）。



依然として発生リスクが高い状況が続いていますので、養豚農家の皆様におかれましては飼養衛生管理を含めた、予防対策の再徹底をお願いいたします。



◆◆ 豚熱発生予防対策の再徹底について ◆◆

ご存じのとおり、9月に県内において豚熱の患畜が確認されました。疫学調査チームの調査結果から、近隣の感染野生イノシシ由来のウイルスが、車両や野生動物(カラス等)の出入りを介して農場内に侵入した可能性が考えられました。また、豚熱の感染防止に加えて、アフリカ豚熱（ASF）侵入防止のためにも、再度確認をお願いいたします。



(1) 毎日の健康観察と異常発見時の早期通報・相談

下痢や死亡頭数の増加など、豚熱を疑う症状がみられたら、家保に連絡をお願いします。

(2) 飼養衛生管理の徹底

- ・ 柵や防鳥ネットによる野生動物の侵入防止対策
- ・ 専用長靴や手袋の使用、出入り時の消毒の徹底等

→農場が公道を挟んでいる場合、複数箇所に離れて存在している場合には、特に注意が必要です。必ず、畜舎入り口で長靴を履き替えましょう。

CSF ワクチンについては、接種しても100%免疫を獲得するわけではないことから、ワクチン接種農場においても、免疫を獲得していない豚が存在することが報告されています。特に、農場内で離乳豚のみを飼養するエリアは、母豚の移行抗体が低下し、ワクチン未接種の個体が一定程度存在することになり、感染リスクが高いと考えられるため、飼養衛生管理の徹底が重要です。

(3) 適正な時期におけるワクチン接種

CSF免疫付与状況確認検査を各農場で実施していますが、早期にワクチンを接種したために、農場の抗体陽性率が低い事例が見られました。50日齢以降で確実に接種をお願いいたします。



マニュアルの作成について

飼養衛生管理基準の中に、マニュアル作成が規定されています。マニュアル例を同封しましたので、まだ作成していない方は、これを参考にマニュアル作成をしてください。農水省HPから、マニュアルのファイルがダウンロードできます。また、取り組み事例もありますのでご覧になってください。不明な点についてはお問い合わせください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

また、ご家族や従業員にも、飼養衛生管理の徹底について、再度確認をお願いします。

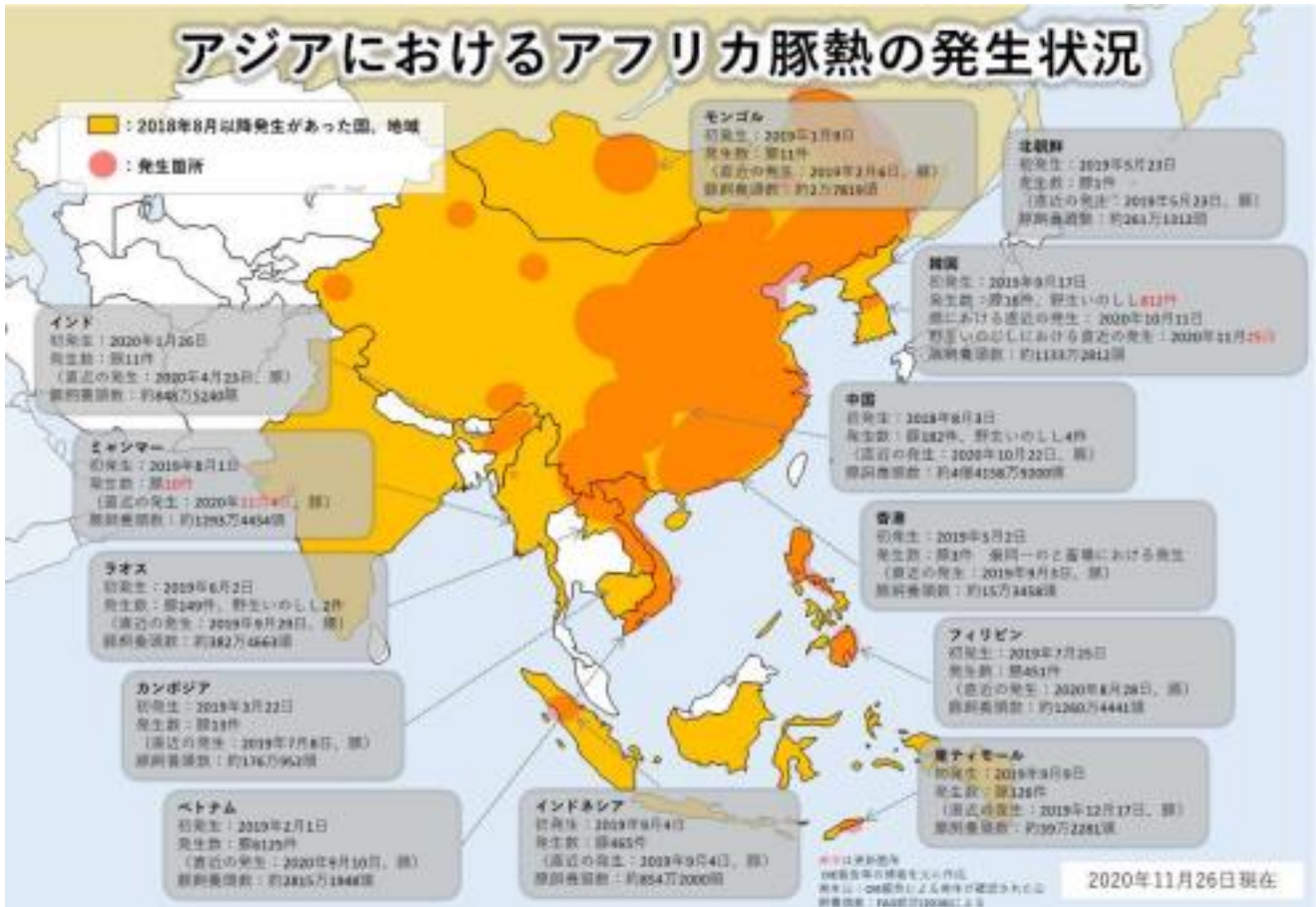
防鳥ネットの設置について

防鳥ネットの設置はお済みでしょうか？準備を進めている方も、令和3年3月までに設置が完了するようにお願いします。

◆◆ アフリカ豚熱（ASF）の発生について ◆◆

11月には韓国の野生イノシシで、アフリカ豚熱の感染が確認されました。アジア諸国では依然として発生がみられています。

今後も警戒を怠ることのないように、お願いいたします。



◆◆ 畜産物の違法な持ち込みに注意 ◆◆

今年8月31日、フィリピンのマニラ空港から出発し、羽田空港に到着した旅客により持ち込まれた豚肉製品（ソーセージ2.2kg）から、89例目となるアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を確認しました。前回の家保だよりでもお知らせしたとおり、海外から違法に畜産物を持ち込んだ際の罰則が厳しくなりました。技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている方は、母国から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行っていただくとともに、従業員が受け取っている国際郵便物等の中に肉製品が含まれている疑いがあった場合、最寄りの動物検疫所に御連絡をお願いします。

（添付資料をご確認ください。）

◆◆ 豚の盗難に引き続き注意を ◆◆

今年夏から、群馬県内で豚の盗難が続きました。犯人が相次いで逮捕されましたが、10月下旬から11月にかけて、九州で豚の盗難があったとの報道もあります。これから年末年始にかけて、引き続きご注意願います。また、盗難に気がついた際には、速やかに警察に届け出をしてください。



◆◆ 豚流行性下痢（PED）に係る防疫措置の徹底について ◆◆

令和元年シーズン（令和元年9月～令和2年8月）は、4県で70農場（群馬県内30農場）の発生が確認されました。今シーズン（令和2年9月～）は、11月中旬に千葉県で1件の発生が確認されました。PEDは、気温の低下する冬季に発生が増加する傾向があります。今後も引き続き注意をお願いいたします。

発生予防、まん延防止のために・・・

- 1 飼養衛生管理の徹底
- 2 ワクチン接種の徹底
- 3 早期通報の徹底



◆◆ 呼吸器病に注意しましょう ◆◆



気温が低下し、乾燥するこれからの時期には呼吸器病が多発します。以下のことに注意をして、病気の発生、生産性の低下を防ぎましょう。

- **温度**：1日の温度差はどうか？1日に7℃以上の差があるとストレスがかかり、呼吸器病の発症リスクが上がります。
朝晩と昼間の温度差がなるべく小さいようにしましょう。
- **湿度**：乾燥している場合は、豚舎内の通路等に消毒薬を散布し、60～80%の湿度を保ちましょう。
- **換気**：換気不良によるアンモニアなどの刺激ガスの増加は気管粘膜を傷つけ、呼吸器病が発症しやすくなります。カーテンや窓を閉めっぱなしにせず、定期的な換気をしましょう。
- **飼養密度**：密飼いの状態が続くと、突然PRRSが顕在化することがあります。豚のストレス軽減のためにも、密飼いは避けましょう。

豚熱、アフリカ豚熱だけでなく、様々な病気の発生防止に飼養衛生管理基準を遵守することが重要です。ウイルスや細菌を農場に持ち込まない、持ち出さない、農場内外に拡げないようにしましょう。
不明な点については、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

◆◆畜産農家におけるクロピラリド対策について◆◆

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。クロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例は、本県を含む19県より76例が報告されていますが、「被害を受けやすい作物」に一部変更がありましたので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。



- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等

※変更例（レタス類：耐性中→耐性弱、ズッキーニ：耐性中に新規追加）

詳しく群馬県HP（下記URLまたはQRコード）の耐性表をご確認ください

https://www.pref.gunma.jp/06/f29g_00011.html



◆◆堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）◆◆

農林水産省では、生鮮野菜を衛生的に保ち、微生物による食中毒の発生を防ぐため、「野菜の衛生管理指針」を作成しております。栽培に用いる堆肥の生産管理については、以下の点に注意する必要があるため、堆肥生産の参考にさせていただくとともに、野菜生産者から問い合わせがあった際は情報提供（適切な管理ポイントを満たしている堆肥であること等について説明）のご協力をお願いいたします。

※指針の詳細は「https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/」をご参照ください。

- 【製造工程】
 - ・水分調整や定期的な切返しを実施し、十分に発酵させる
 - ・堆積物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間続いていることを確認する
- 【できた堆肥】
 - ・褐色から黒褐色になっていることを確認する
 - ・原料の家畜ふんの臭いがほぼなくなっていることを確認する
 - ・手触りがさらさらであることを確認する



◆◆ 飼養衛生管理基準の遵守 ◆◆

飼養衛生管理基準が改正され7月1日から施行されました。国内でのCSF発生、アジア地域でのASFの拡大を受け、家畜伝染病から農場を守ることが以前より厳しくなっています。もう一度、確認・遵守徹底をお願いいたします。

変更に伴い必要となること

- 衛生管理区域の再確認、見直し→資材、死体等の出し入れする場所は衛生管理区域の境界近くに
- 畜舎ごとの専用衣服・長靴の着用
- 衛生管理区域内で愛玩動物（猫等）の飼育禁止
- 野生動物侵入防止柵・防鳥ネット等の設置
- 出入口における消毒設備の設置

令和3年4月1日までに必要なこと

- 農場の「飼養衛生管理マニュアル」の作成
- 定期的に指導を受ける獣医師の選任→困難な場合は家保
- 肉を扱う事業所から排出された食品循環資源（エコフィード）は、「攪拌しながら90℃ 60分以上処理」した物を利用

また来年1月に定期報告書及びチェックリスト等をお送りいたします。
必要事項を記入し期限内の提出をお願いいたします

◆◆農作業事故に注意しましょう◆◆

農林水産省の調査データによると、農業従事者が減少しているにもかかわらず、毎年年間300人前後が農作業中の事故で亡くなっています。
作業前点検の徹底や家族や仲間同士で互いに声を掛け合い、安全に作業を実施しましょう。

年度	死亡者数	内機械作業に係る事故
21年	408	270
22年	398	278
23年	366	247
24年	350	256
25年	350	228
26年	350	232
27年	338	205
28年	312	217
29年	304	211
30年	274	164



家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。